

全国的な「事務職員研修制度」の実施に思うこと

10月から日弁連の全国的な研修制度がいよいよスタートする。単位会では、東京弁護士会のように年間20回にも及ぶ系統的な研修が行われているところは珍しく、中には全く実施されていない地域もあり、これまで全国的には法律事務所職員の研修をめぐる環境には大きな差があった。今回のこの制度の実施により全国共通の研修制度がスタートすることをまずは歓迎したい。

法律事務所職員
鈴木 寿夫

心配や課題もあるけれど

もちろん事務職員の側からは、今回の制度に全く注文がないわけではない。最も研修の必要な新人や経験の浅い事務職員のための研修が後回しになっていること、カリキュラムの内容に比して研修の時間や回数が少なく、やや詰め込み的な研修になるおそれがあること、研修の内容が実務能力の向上よりも試験対策的にならないかという心配等々今後の課題や改善すべきと思われる点も確かにある。また、能力認定試験という試験制度そのものに対する拒否反応も事務職員の中には根強く、試験に合格した事務職員とそれ以外の事務職員との差別を心配する声も多い。それはそれでもっともだと思う。しかし、それでも私は、日弁連が統一的な事務職員研修の指針を持ち、2年間の実務経験という一定の条件はありつつも、一応ほぼ全ての事務職員が対象となる研修制度が設けられたことは、今後の法律事務所の発展と事務職員の未来に向けて、画期的な意味を持つことだと思っている。

事務職員研修への私の思いの原点

もう25年ほど前のことになるが、まだ東京弁護士会も事務職員研修を行っていなかった時代に、事務職員の有志で集まって弁護士会の会場をお借りして研修会を開催した。毎回多くの事務職員が参加したが、まだまだ事務職員の研修に理解のない先生方も多く、弁護士に内緒で自分で会費を払い参加する事務職員も多かった。ある日そんな中の1人が「今回から先生が会費

を払ってくれることになりました」と嬉しそうに報告にきた。事情を聞くと、「たまたま研修で教わったのと同じ申立があったので、申立書を作ってみたら先生がびっくりして、怒られるかと思ったけれど正直に研修会に参加していることを話したら、感心して会費を出してくれることになった」のだという。彼女と一緒に私も本当に嬉しかった。以来自主研修のみならず、弁護士会の研修、日弁連の今回の制度と、約25年間事務職員の研修にかかわり続けてきた私の思いの原点はそこにある。

全ての事務職員に研修の機会を

事務職員にとって、本当に認めてほしいのは、日弁連ではなく自分を雇用してくれている弁護士であり、研修を受けて仕事の上できちんと評価してもらいたいというのが事務職員共通の願いであろう。だとすれば、この制度の実施で問われるのは、何よりもまずこの事務職員の願いに対する弁護士側の答えなのだと思う。研修への参加を希望しつつ、弁護士の理解が得られず、研修の機会さえ与えられない事務職員が出るならば、それは試験の合格者とそれ以外の事務職員との差別など比較にならない大きな不幸だと言えよう。

今回の制度では、日中の研修のみでなく、DVDの利用など様々な形で、全ての事務職員に研修の機会を与えられるように工夫されている。先生方には、まずは是非希望する全ての事務職員に、経済的にも時間的にも研修の機会を与えて頂くようお願いしたい。